



第24回石狩の古事に話を聞く会

元浜益村村長 木村康美^{やすみ}さん
浜益についてのお話を聞きます。

日時 8月29日(土)13時30分

場所 市民図書館

費用 200円

申込・問合せ いしかりまちづくり協議会 二島さん ☎074・2039

シニアプラザはまなす学園 第7回一般公開講座

「講演」版画で描く北の生物たち
「自作を語る」『しまふくろうのみずうみ』『きたきつねのゆめ』など、北の大地に生きる動物の世界を力強く描いた版画と絵本のお話です。

対象 市民

日時 9月7日(月)10時～11時30分

場所 花川北コミセン

講師 手島圭三郎氏(版画家・絵本作家)

定員 20人(申込多数時抽選)

費用 無料

申込締切 8月20日(木)

申込・問合せ 市公民館 ☎74・2249

中学校卒業程度認定試験 受験資格

①病気などやむを得ない事由で

就学の猶予や免除を受けた方、またはそれに相当すると文部科学大臣が認めた方で、年度末までに満15歳以上になる方 ②年度末までに満16歳以上になる方

③日本国籍を有さず年度末までに満15歳以上になる方

試験日 11月4日(水)

願書受付 8月21日(金)～9月8日(火)

日(火)

申込・問合せ 文部科学省生涯学習政策局

☎03・5253・4111

子育て

乳幼児健康相談

保健師・栄養士が発育、離乳食、育児などの相談をお受けします。申込不要。

日時 8月3日(月)10時～11時30分

場所 りんくる

持ち物 母子健康手帳
問合せ 保健推進課

☎72・3124

子育て広場・離乳食教室

親子遊びの紹介や絵本の読み聞かせ、座談会を行います。2回目は離乳食教室です(試食あり)。

※託児希望者は申込時に応相談
対象 おおむね5～7カ月の子どもと保護者

日時 8月17日(月)・24日(月)13時30分～15時
場所 りんくる
持ち物 バスタオル・ミルク・おむつなど普段の外出時の持ち物、母子健康手帳

申込締切 8月13日(木)

申込・問合せ 保健推進課

☎72・3124

こども発達相談

就学前のお子さんの育児について、発達相談員・保健師がお子さんと一緒に遊びながら相談・アドバイス。

日時 8月18日(火)10時～15時

場所 りんくる

申込・問合せ 保健推進課

☎72・3124

歯科検診・フッ素塗布

対象 おおむね0歳～4歳児
※フッ素塗布は前回から6カ月経過後

日時 0:1:3歳代 8月19日(水)10時～11時 / 2:4歳代 8月25日(火)10時～11時

場所 りんくる

持ち物 母子健康手帳、歯ブラシ
問合せ 保健推進課

☎72・3124

ぴよぴよ広場 in 花川南

子育て知識の学習、ヨガや調理

成人検診10・11月実施分のお知らせ

「がん」は早期発見が大切です!今年度まだ受けていない方はこの機会にぜひ受診しましょう。料金など詳しくは、広報いしかり4月号や市ホームページでご確認ください。

予約受付開始日 7月28日(火)～

受付時間 8:45～17:15(土日祝日除く)

申込方法 電話または窓口で申し込み

申込・問合せ 保健推進課 ☎72-3124

☒ hokens@city.ishikari.hokkaido.jp

定員になり次第キャンセル待ちとなります

集団検診 ▶ 実施場所:りんくる

| 実施日程 | 検診区分 |
|-----------|---|
| 10月2日(金) | 胃がん・肺がん・大腸がん・子宮がん・39健康診査・特定健康診査・後期高齢者健康診査・生活機能評価・肝炎検診 |
| 10月3日(土) | 胃がん・肺がん・大腸がん・39健康診査・特定健康診査・後期高齢者健康診査・生活機能評価・肝炎検診 |
| 10月31日(土) | 乳がん・骨粗しょう症・歯周病 |

バス送迎検診 ▶ 実施場所:北海道対がん協会

| 実施日程 | 集合場所 | 検診区分 |
|-----------|-------------------|--|
| 11月10日(火) | 南3条会館・紅葉山会館 | 胃がん・肺がん・大腸がん・乳がん・子宮がん・骨粗しょう症・肝炎検診・39健康診査・特定健康診査・後期高齢者健康診査・生活機能評価 |
| 11月13日(金) | 八幡コミセン・りんくる | |
| 11月20日(金) | 高岡ふれあい研修センター・りんくる | |

女性のがん検診の無料クーポン券などを送付します

子宮頸がん検診・乳がん検診のPRと受診拡大、がんの早期発見を目的に実施します。対象者には8月下旬(予定)に該当する検診の無料クーポン券・検診手帳などを個別に送付します。詳しくは同封する受診案内をご覧ください。

対象 6月30日(火)時点で石狩市に住居登録している女性で、昨年の4月2日～今年の4月1日までに下記の該当年齢の誕生日を迎えた方

●子宮頸がん検診
20歳・25歳・30歳・35歳・40歳の方

●乳がん検診
40歳・45歳・50歳・55歳・60歳の方

問合せ 保健推進課 ☎72-3124

☒ hokens@city.ishikari.hokkaido.jp



そろそろ私も検診、受けてみようかな?



●市公民館 kouminkan@city.ishikari.hokkaido.jp
●障がい支援課 syougais@city.ishikari.hokkaido.jp

●こども家庭課 k-katei@city.ishikari.hokkaido.jp

児童扶養手当・特別児童扶養手当を受給されている方は、8月から平成22年7月までの受給資格確認のため、7月31日発送予定の「現況届」「所得状況届」の提出が必要です。未提出の場合、8月以降の手当が受給でき

現況届・所得状況届をお忘れなく

児童扶養手当・特別児童扶養手当を受給されている方は、8月11日(火) ※金融機関から引き出すまでに1〜2日要することあり
問合せ こども家庭課
☎72・3128・各支所

児童扶養手当支払日

支払日 8月11日(火) ※金融機関から引き出すまでに1〜2日要することあり
問合せ こども家庭課
☎72・3128・各支所

実習など「親はホッと、子どもは楽しくのびのびできる時間」を一緒に過ごしてみませんか(託児付き)。
対象 市内在住の1歳半〜3歳児とその保護者
日時 9月3日〜10月8日の毎週木曜 10時〜12時(全5回)
※9月24日除く
場所 花川南コミセン
定員 20組(初めての方優先、申込多数時抽選)
費用 900円(5回分)
※託児のおやつ代等含む
申込締切 8月20日(木)
申込・問合せ 市公民館
☎74・2249

なくならず。必ず提出してください。
受付期間 児童扶養手当 8月3日(月)〜31日(月) / 特別児童扶養手当 8月11日(火)〜9月10日(木)
※土・日曜除く、期間厳守
持ち物 現況届または所得状況届、印鑑、手当証書 ※事前に「児童扶養手当一部支給停止適用除外事由届出書」(緑色)が届いている方は併せて提出
その他 児童扶養手当の受付は郵送・代理不可。全部支給停止の方は手当証書不要。
【児童扶養手当現況届時間外受付】
8月7日(金)・13日(木)・19日(水)・25日(火)・31日(月) 17時15分〜20時
※特別児童扶養手当の時間外受付はありません ※支所では行いません
提出・問合せ 児童扶養手当 こども家庭課 ☎72・3128・各支所 / 特別児童扶養手当 障がい支援課 ☎72・3194

健康・福祉

障害児福祉手当・特別障害者手当
【障害児福祉手当】
対象 重度の障がいのため、日常生活において常時介護を必要とする20歳未満の在宅の方

※所得制限あり。障がいを支給事由とする年金を受給している方・施設に入所している方は対象外
支給額 月額1万4380円 (7月現在)
【特別障害者手当】
対象 著しく重度の障がいのため、日常生活において常時特別の介護を必要とする20歳以上の在宅の方で、国民年金法の2級に該当する障がいを2つ以上持っている方か、それと同じ程度の状態の方
※所得制限あり。施設に入所中の方・3カ月以上継続して病院等に入院している方は対象外
支給額 月額2万6440円 (7月現在)
【各種手当所得状況届の提出】
現在、特別障害者手当・障害児福祉手当・経過的福祉手当を受給されている方は、8月から平成22年7月までの受給資格確認のため、7月31日発送予定の「所得状況届」の提出が必要です。未提出の場合、8月以降の手当が受給できなくなりますので、必ず提出してください。
受付期間 8月11日(火)〜9月10日(木) ※土・日曜除く
提出・問合せ 障がい支援課
☎72・3194

【各種手当所得状況届の提出】
現在、特別障害者手当・障害児福祉手当・経過的福祉手当を受給されている方は、8月から平成22年7月までの受給資格確認のため、7月31日発送予定の「所得状況届」の提出が必要です。未提出の場合、8月以降の手当が受給できなくなりますので、必ず提出してください。
受付期間 8月11日(火)〜9月10日(木) ※土・日曜除く
提出・問合せ 障がい支援課
☎72・3194

【特別障害者手当】
対象 著しく重度の障がいのため、日常生活において常時特別の介護を必要とする20歳以上の在宅の方で、国民年金法の2級に該当する障がいを2つ以上持っている方か、それと同じ程度の状態の方
※所得制限あり。施設に入所中の方・3カ月以上継続して病院等に入院している方は対象外
支給額 月額2万6440円 (7月現在)

【特別障害者手当】
対象 著しく重度の障がいのため、日常生活において常時特別の介護を必要とする20歳以上の在宅の方で、国民年金法の2級に該当する障がいを2つ以上持っている方か、それと同じ程度の状態の方
※所得制限あり。施設に入所中の方・3カ月以上継続して病院等に入院している方は対象外
支給額 月額2万6440円 (7月現在)

会社を退職された方へ～国民年金の加入手続き

退職されたご本人の手続き
20歳以上60歳未満の方が退職すると、会社員として加入していた厚生年金(第2号被保険者)から国民年金の第1号被保険者へ加入を切り替える手続きが必要です。

扶養されていた配偶者の方がいる場合
扶養されていた配偶者(20歳以上60歳未満)の方も国民年金第3号被保険者から第1号被保険者へ加入を切り替える手続きが必要です。

手続きに必要なもの
年金手帳、退職日を確認できる書類(社会保険(厚生年金)資格喪失証明書・離職票・退職証明書など)、印鑑

※国民年金への切り替え後、社会保険事務所から保険料の納付書が届きますので、納め忘れないようにしましょう

参考
国民年金の被保険者
第1号被保険者 自営業者・学生・無職などの方と、その配偶者
第2号被保険者 会社員・公務員など
第3号被保険者 第2号被保険者の被扶養配偶者

申請・問合せ 国民健康保険課国民年金担当 ☎72-3122
☎ kokuho@city.ishikari.hokkaido.jp

重度心身障害者医療制度

【対象】①身体障害者手帳の1級〜3級の交付を受けている方(3級は心臓・腎臓・呼吸器・膀胱・直腸・小腸・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害に限る) ②知的障がい者の方でA判定の療育手帳をお持ちの方、または重度と判定・診断された方 ③精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている方
※所得制限により該当にならない場合があります
※65歳以上の方は、長寿医療制度への加入が条件となります

【助成の範囲】精神障がいのある方が入院に要した費用は助成対象外です。

| | |
|--------------------------|--|
| 就学前の方 ※ 市町村住民税非課税世帯の方 | 初診時一部負担金のみ 内科580円、歯科510円、柔道整復270円 |
| 市町村住民税課税世帯の方 | 1割負担 限度額 外来12,000円/月 入院+外来44,400円/月 |

※6歳に達する日以後の最初の3月31日まで

【申請に必要なもの】健康保険証、身体障害者手帳・療育手帳または判定(診断)書・精神障害者保健福祉手帳のいずれか、印鑑、口座番号の分かるもの、今年の1月1日以降に転入された方は前住所地での所得課税証明書(世帯全員分)

【申請・問合せ】 国民健康保険課 ☎72-3125
☎ kokuho@city.ishikari.hokkaido.jp
厚田支所市民生活課 ☎78-2886
浜益支所市民生活課 ☎79-2112